

高齢者生きがい講座・生涯大学 受講生募集

期間=5月～2024年2月

対象=市内在住のおおむね60歳以上で、受講期間中続けて受講できる方

申込方法=電話または郵送で申し込み

■電話の場合

受講を希望する講座の申込日に電話で申し込み

受付時間=午前9時～午後5時

■郵送の場合

任意の用紙に氏名、住所、生年月日、電話番号、希望の講座名を記入し、それぞれの申込先へ郵送

申込期限(当日消印有効)

神栖教室、生涯大学=2月28日(火)

波崎教室=3月10日(金)

※受講の可否は、3月下旬に郵送で通知します



注意事項

- 生きがい講座は、神栖教室・波崎教室それぞれ2講座まで受講できます。ただし、各教室同一種類で複数ある講座は1講座のみの受講となります
- 生きがい講座と生涯大学の両方を受講することはできません
- 定員を超えた場合は、新規申込者を優先し、抽選(非公開)で決定します
- 定員に満たない場合は、申込期間後、随時申し込みできます
- 申込者が少ない講座は、開講しない場合があります
- 受講料は無料ですが、講座により準備するものがあります
- 内容は、新型コロナウイルス感染症の状況や、予算の議決状況などにより、変更となる場合があります

生きがい講座発表会

各講座で習得した成果をステージ発表や作品展示で披露します。

入場無料

波崎教室

日程 2月24日(金)

矢田部公民館(ホール)

午前9時30分～午後3時

太極拳・民謡・カラオケ・舞踊・フラダンス・
社交ダンス・大正琴

矢田部公民館(ロビー)

午前9時～午後5時

陶芸・華道・盆栽園芸・俳句・書道・絵手紙
※2月26日(日)まで開催

神栖教室

日程 3月3日(金)

文化センター(大ホール)

午前9時～午後4時30分

カラオケ・詩吟・太極拳・大正琴・社交ダンス・
ハーモニカ・舞踊・民謡・フラダンス・ギター

文化センター(ロビー)

午前9時～午後3時30分

折り紙・裁縫

※感染症対策のため、入場時の検温・手指消毒にご協力をお願いします

※新型コロナウイルス感染症の状況などにより、中止となる場合があります

分析結果

神栖市の財政状況は良好です！

2021年度の神栖市の決算については、資金収支が約17億円の黒字となっており、良好な数値といえます。

Q市の財政は大丈夫なの？

基礎的財政収支(プライマリーバランス)

△5億9,522万円

地方債の発行・償還と、基金の積み立て・取り崩しを除いた歳入歳出の収支です。

公共資産への投資は施設の老朽化対策などによるもので、その大部分は地方債や基金の取り崩しによって賄われています。この数値は一時的に赤字になる場合がありますが、単年度が赤字でも中長期的にみて黒字であれば、持続可能な財政運営が保たれているといえます。

※市民の数は、2022年1月1日時点の住民基本台帳人口95,073人で計算しています

Q市民1人あたりに、どれくらいのお金が使われているの？

資産額=現在持っている財産 約183万円

負債額=将来払うことになる借金 約66万円

行政コスト=サービスを受けるためにかかる費用 約60万円

Q市の建物や施設の老朽化は大丈夫なの？

有形固定資産減価償却率 48.4%

市の所有する建物や工作物など、資産の老朽化を示す指標で、この数値が100%に近いほど資産の老朽化が進んでいることを表しています。

Q将来世代と現世代との負担の割合は？

純資産比率 64.1%

資産に占める今までの世代の負担を表す割合です。この数値が100%に近いほど将来世代の負担が小さくなります。

2022年度定期監査(前期)の結果について

監査委員事務局 ☎0299-90-1128

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

2023年1月13日

神栖市監査委員 池田 誠

神栖市監査委員 石井 由春

第1 監査の概要

1 監査の対象

2022年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について監査を行なった。

2 監査の対象部署

総務部
総務課、行政経営課、職員課、課税課、納税課

会計課、議会事務局
選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、鹿島地方公平委員会

3 監査期間

2022年10月7日から2023年1月13日まで

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかおよび経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として、提出された関係書類の監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した結果、財務に関する事務および経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。